

家族経営協定書

四者用

（目的）

第1条 この協定書は、甲（経営主）〇〇〇〇、乙（妻）〇〇〇〇、丙（後継者）〇〇〇〇、及び丁（後継者の妻）〇〇〇〇が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立すると共に、それぞれの立場を尊重しあい、健康で民主的な明るい家庭の建設を目的とする。

（経営計画の策定）

第2条 家族は、中・長期農業経営改善計画（今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善など）、及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

（収益の配分）

第3条 農業経営から生じた収益については、下記の額を毎月〇〇日に甲、乙、丙及び丁の個人名義の口座に振り込むものとする。

甲 〇〇万円 乙 〇〇万円 丙 〇〇万円 丁 〇〇万円

収益が予想を上回った場合には、賞与として四者で協議の上、定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

配分額は、農業収益、年度別経営計画、農作業労働等の従事状況を勘案し、協議の上決定し、毎年1回12月末日までに見直しを行うものとする。

（就業条件）

第4条 就業条件は、次のとおりとする。

- ① 1日の労働時間は、基本的には各自農繁期〇時間（〇時～〇時）、農閑期〇時間（〇時～〇時）とし、農繁閑期別に定めた時間割を日常とする。ただし、農作業の繁閑によっては四者で協議の上、延長又は短縮する。
- ② 休日は、各自の計画によって取得するものとし、農繁閑期、健康状態、他の仕事への従事状況等をふまえ、四者で協議の上決定することができるものとする。農繁期の休憩時間は12～13時とする。正月・盆等の休日も話し合いで定めるものとする。

（農業経済及び家庭経済）

第5条 家族経営費及び生活費の管理は主として〇があたり、共通の財布をおき、生活費を支払うものとする。

(経営の役割分担)

第6条 経営の役割については、別表に定める役割をそれぞれが遂行するものとするが、担当外の仕事でも、各人出来ることは、相互に助け合う。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外で決定すべき事項が生じた場合は、そのつど四者で協議の上定めるとともに、必要に応じて改訂を行う。

(附則)

- ① この協定書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、5通作成し、甲、乙、丙、丁及び農業委員会が各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 みなかみ町 番地

甲(経営主) _____ ㊟

乙(妻) _____ ㊟

丙(後継者) _____ ㊟

丁(後継者の妻) _____ ㊟

立会人 みなかみ町農業委員会長

_____ ㊟

みなかみ町長

_____ ㊟

利根沼田農業事務所普及指導課長

_____ ㊟

別表

経営の役割分担

部 門	作業内容	経営主	妻	後継者	後継者の妻
スプレー菊	土づくり			○	
	育 苗			○	
	植え付け	○	○	○	
	消 毒			○	○
	収 穫	○	○	○	
	出 荷			○	○
水稲	田づくり			○	
	田 植 え	○			
	収 穫	○	○	○	○

家事の役割分担

家 事 名		経営主	妻	後継者	後継者の妻
食 事	食事の準備		○		
	後かたづけ				○
	農産加工				○
	食費の管理		○		
住 居	建物修繕	○		○	
	掃 除				○

経営の役割分担

組 織 名		経営主	妻	後継者	後継者の妻
J A	スプレー部会			○	

